

資料 2

○旭川市総合計画審議会条例（昭和46年10月27日条例第45号）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、旭川市総合計画（以下「総合計画」という。）について審議するため、旭川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）関係行政機関の職員

（3）その他市長が必要と認める者

3 第1項に定めるもののほか、特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができる。

（委員の任期）

第3条 前条第1項の委員の任期は、総合計画に関する答申が終了したときまでとする。

2 前条第3項の委員は、特別な事項に関する審議が終了したときに委嘱を解かれたものとみなす。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（専門部会）

第6条 審議会に専門的な事項を調査、審議するため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市長が別に定めるところにおいて処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。